

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三日

奈良県人事委員会委員長 岩 本 平

奈良県人事委員会規則第六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号才中「第七条の三第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。